

「自動車整備事業に対する行政処分等の基準」一部改正について

国土交通省は、「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」及び「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部を改正しました。

改正 平成23年3月25日
施行 平成23年7月 1日

◆「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正

違反点数を1／2にする場合の要件の見直し（緩和）

（取消し処分、違反行為に起因する事故、故意は除く）

- ・自主申告し、過去5年間に行政処分等（口頭注意を除く）を受けたことがなく、改善が見込まれる場合（従来は自主申告、過去に処分歴なし）
- ・2年以内に処分を受けることとなった場合は、減じた点数を加算する。

◆「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いの一部改正

自動車検査員の文書警告の範囲（緩和）

（違反行為に起因する事故、故意は除く）

- ・過去2年以内に文書警告に該当する違反がなかったとき。（不正改造車2台以上除く）
- ・検査の一部未実施（機器能力、審査事務規程と異なる方法含む）であり、過去2年以内に同種違反がなかったとき。

別表1（点数表）（緩和）

・「整備主任者がいない」（10点→6点）

・「故意により保安基準不適合状態で適合証を交付」（不正改造以外）
(45点/台→30点/台)

・「故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付」
(45点/台→30点×違反台数に応じた「表1」の係数=300点が上限(155日))

・「故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付」
(10点/台→10点×違反台数に応じた「表2」の係数=290点が上限(150日))

◆「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」の一部改正

自動車検査員の再教習及び修了（強化）

- ・法令違反により解任された自動車検査員等については、改めて自動車検査員として選任を受ける際には、再教習を受講し修了すること。

表 1

違反台数	1	2	3	4	5	6~10	11~15	16以上
係 数	1	2	3	4	5	6	8	10

表 2

違反台数	係 数	違反台数	係 数	違反台数	係 数
1 ~ 9	1	100~149	11	600~649	21
10~19	2	150~199	12	650~699	22
20~29	3	200~249	13	700~749	23
30~39	4	250~299	14	750~799	24
40~49	5	300~349	15	800~849	25
50~59	6	350~399	16	850~899	26
60~69	7	400~449	17	900~949	27
70~79	8	450~499	18	950~999	28
80~89	9	500~549	19	1000~	29
90~99	10	550~599	20		

自動車検査証地紋用紙の裏面記載事項の変更について

国土交通省は自動車不具合情報ホットラインの周知、リコールによる修理を受けるための自動車検査証に記載された住所・氏名の更新を周知する等のため、同検査証の裏面の記載内容について、下記事項を追加及び変更することとしましたのでお知らせします。

なお、実際に新しい用紙が使用開始されるのは、現在の用紙の使用が終了次第となります。各運輸支局等により異なりますが、早い所で平成23年6月頃からとなる予定です。

○追加事項

- ・点検整備の実施について（一部変更）
- ・国土交通省自動車不具合情報ホットライン
- ・リコールについて
- ・市町村合併に伴う自動車検査証の住所変更について

※自動車検査証については、平成22年9月より仕様を変更しております。

（使用開始は支局等によって異なっております。）

○出力用紙の用紙変更に伴う主な変更点

	現 行	変 更
用紙仕様	微塗工紙 (イースターDX)	上質紙(しらおい)
メタリックビュー	銀インキ+黒インキ	銀インキ+無色ニス+下地に桃インキ
表面コメント ○表面右下側 「裏面をご覧下さい」 ○表面下中央 「国立印刷局製造」	黒 色	紫 色
平滑度 (用紙の表面の摩擦の程度)	やや高め	低い

注1：採用している偽造防止技術につきましては、現行と同様。

注2：背面の表記については変更なし。

新自動車検査証の裏面見本

(注意事項)

- 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行して下さい。
- 継続検査は、「有効期間の満了する日」欄に示された日の1か月前から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
- 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
- 「登録年月日／交付年月日」欄には、新規登録、自動車検査証交付時における直近の移転登録のいずれかの日が表示されます。
なお、二輪の小型自動車の場合は、新規検査、最新の自動車検査証記入のいずれかの日となります。
- 「****」は、所有者と使用者が同一であること又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。
- 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査(いずれも、登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書のあるものに限ります。)、継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合等には、実際の走行距離と異なる場合があります。
- 「輸出抹消登録証明書」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」又は「自動車検査証返納証明書」は、再発行できませんので、大切に保管して下さい。
- 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ
市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、自動車登録令第24条により、特に手続きをされ

なくとも問題はありませんが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録窓口において、新住所の自動車検査証を交付させていただきますので、お申し出下さい。

※ 交付した自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出下さい。

自動車使用者の皆様へ

点検整備は必ず実施しましょう

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せ下さい

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-960(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

自動音声受付 03-3580-4434(年中無休・24時間)

ホームページ受付 www.mlit.go.jp/RJ/

リコールによる修理は必ず受けましょう

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行って下さい。

事業用自動車の定期点検整備の確実な実施について

国土交通省では、事業用自動車の点検整備の確実な実施を図るため、平成23年度から前検査を実施した運送事業者への立入調査等の取り組みを行うこととしプレスリリースを行いましたのでお知らせ致します。

事業用自動車の定期点検整備の確実な実施について

業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行なうことが不可欠です。

しかしながら、事業用自動車の点検整備の実施状況は十分であると言い難い状況にあることから、点検整備の確実な実施を図るため、平成23年度から当面以下の取組みを行うこととしましたので、お知らせします。

国土交通省は、今後とも、点検整備の確実な実施に向けた取組み等を通じて、自動車社会の安全確保・環境保全を図ってまいります。

＜定期点検整備実施率向上のための取組み＞

①運送事業者への立入調査

定期点検を行う前に車検を受ける、いわゆる前検査を実施した事業者に立入り、定期点検の実施状況を調査するとともに、必要に応じて点検整備の確実な実施の指導等を行います。

②整備管理者研修の充実

運送事業者が保有する自動車の点検整備を管理するために選任している整備管理者に対して行う整備管理者研修において、定期点検実施の重要性の周知を図ります。

③トラック事業者への啓発

貨物自動車運送適正化事業実施機関の協力を得て、同機関がトラック事業者に対して行う巡回指導の際に、平成21年改正の監査方針・行政処分基準の強化に関する情報を掲載したリーフレットを配布することにより、点検整備の適切な実施を促進します。

平成23年度マイカ一点検キャンペーンのスローガンの決定について

標記キャンペーンの募集につきましては、全国から約1500通の応募がありました。日整連では選考委員会を開催して厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンを平成23年度のキャンペーン・スローガンとして使用することとなりましたのでお知らせ致します。

『大切な あなたと地球へ マイカ一点検』



ディーゼルクリーンキャンペーンについて

— 6月1日～6月30日の1ヶ月間は重点実施期間 —

標記キャンペーンを昨年度と同様に、6月の「不正改造車排除強化月間」及び秋に予定している「自動車点検整備推進運動強化月間」の10月を重点実施期間として実施する旨、国土交通省より通達がありましたのでお知らせします。

下記自動車整備業者における実施内容について、会員各位の積極的な取り組みをお願い致します。

なお、本運動のチラシ、黒煙チャートを会員の皆様に配布致しますので、ご活用下さい。

昨年度のディーゼルクリーンキャンペーンの実施結果は、振興会ホームページに掲載しますのでご覧下さい。

(JASPAニュース6月号24ページ参照)

ディーゼルクリーンキャンペーン実施要領（抜粋）

目的

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このように状況のもと、本年3月25日に、自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定されたところである。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が順次適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス規制の強化等に対応するため排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

重点実施期間

1. 「不正改造車排除強化月間」

(平成23年6月1日(水)から6月30日(木)までの1か月間)

2. 「自動車点検整備推進運動強化月間(秋季実施予定)

(平成23年10月1日(土)から10月31日(月)までの1か月間)

自動車整備業者における実施内容

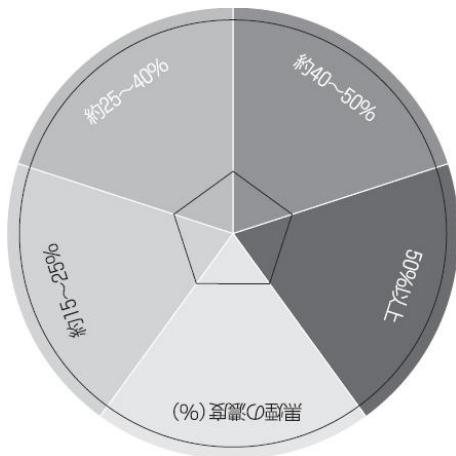
①ポスターを、ユーザーの目に付きやすい箇所に掲出する。

②黒煙チャートによる目視点検

ディーゼル黒煙濃度を簡易的に点検できる黒煙チャートを使用して黒煙濃度の点検を行う。

③入庫車両の点検の実施

ディーゼル車が入庫した際に、ユーザーにエアークリーナーが汚れたり詰まつたりしていると黒煙発生の原因となることや定期点検の必要性を説明するとともに、ユーザーの理解を得ながら燃料噴射ポンプの封印チェックを行う。(電子制御式ガバナ付きの燃料噴射ポンプは除く)



黒煙濃度チャート



ディーゼルクリーン・キャンペーンポスター

不正改造車を排除する運動について

—6月1日～6月30日の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」—

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省通達がありましたのでお知らせ致します。平成23年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動にお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

なお、本運動のポスターと不正改造車排除マニュアルを会員の皆様に配布いたしますので、ご活用下さい。

(JASPAニュース6月号9ページ参照)

「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

目的

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっている。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなつても、違法であるとの認識のないまま改造を行つてゐる使用者も見受けられ、これらの行為に対し排除が強く求められているところである。

このため、基準に適合せず、事故を誘発しかねない状態の自動車が増加傾向にあることから、道路交通の安全確保及び公害防止を図るための一環として、関係機関及び自動車関係団体等の協力を得て、平成2年度から展開してきた「不正改造車を排除する運動」を平成23年度においても積極的に展開し、不正改造車の排除に努めるものである。

実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成23年6月1日（水）から6月30日（木）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下、「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

自動車整備業者における実施内容

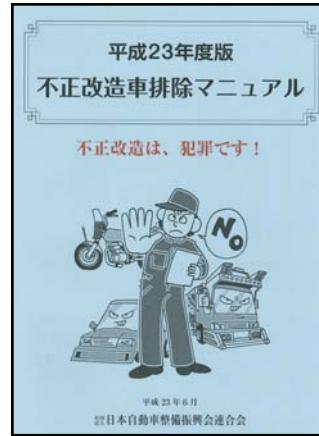
[強化月間に於いて特に実施する事項]

- (1) ポスターを掲示して一般に広報する。
- (2) 不正改造車等の情報について、可能な範囲で運輸支局等に情報提供する。
- (3) 改造や整備の受注にあたつては、担当責任者等を定めるなどして適正な受注体制を整備するとともに、点検・整備の実施、納車時の確認等の適正化に努め、不正改造防止の徹底を図る。
- (4) 不正改造となるような整備等の依頼があつた場合には、自動車使用者に対し不正改造となることを理解してもらうよう努めるとともに、不正改造となる依頼は引き受けないよう徹底を図る。
- (5) 事業場管理責任者、整備主任者及び自動車検査員等の従業員に対して、本運動の趣旨、重点事項、実施事項、不正改造事例及び不正改造防止に関する留意事項等について周知・指導し不正改造防止の徹底を図るとともに、特種用途自動車の装備の取外し防止についても周知・指導する。

(6) 事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び管理体制等について、自主点検票により、定期的に自主点検を実施する。



不正改造車を排除する運動ポスター



不正改造車排除マニュアル

不正改造防止自主点検票				
点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責	
氏名				
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	適	要改善
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

上記自主点検票を振興会ホームページに掲載しますので、ご印刷して利用下さい。

～東日本大震災 関連情報～

福島第一原子力発電所事故に関する警戒区域から持ち出される自動車 の自動車検査証の有効期間の延長について

○以下の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、6月11日まで車検の有効期間が延長されています。

【対象地域】 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、
(福島県) 飯舘村、葛尾村、川内村

○持ち出し日において、車検有効期間が切れている場合には、申出書を提出頂くことにより、持ち出し日から、15日後の日まで有効期間が延長されます。

運行に当たっての留意事項

- ・延長された有効期間内において、警戒区域内から持ち出して、必要な整備を行うため又は継続車検を申請するための回送に限って運行できますので、ご注意下さい。
- ・申出書の下半分の書面は、継続車検を申請するまでの間、車検証と一緒に保管して下さい。
- ・有効期間延長の適用を受けた自動車の自賠責保険の契約期間は、延長された期間内の継続車検の申請までに契約すれば良いこととなります。

被災自動車に関する『よくあるご相談集』をまとめました

国土交通省では、4月7日から、自動車が津波に流されるなどの被害に遭われた方に対して、各避難所等で、自動車諸手続の相談や自動車の無料点検を行う『移動自動車相談所』を開設してきました。

今般、これまでに被災者の皆様より頂いたご相談から主な相談内容をとりまとめ、『移動自動車相談所』に来たくても来られない被災者の皆様等、より多くの皆様に対応できるよう、『よくあるご相談集』を作成し、国土交通省のホームページに掲載されましたので、お知らせ致します。

また、この相談集については、今後適宜更新し、各避難所等にもお知らせすることが予定されております。

※国土交通省ホームページ：「よくあるご相談集」で検索
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000048.html

被災自動車に関する「よくあるご相談集」の内容

1. 流出・損壊・行方不明等による永久抹消の相談
 - 1-1 被災自動車の廃車手続（永久抹消登録）は、どのように行えばよいのか。
 - 1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。
 - 1-3 被災自動車の自賠責保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。
2. 自動車関係税制
 - 2-1 被災自動車の自動車税（軽自動車税）は、課税されるのか。
 - 2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。
3. 津波により海水に浸った車両に関する相談
 - 3-1 津波で浸水した自動車をそのままの状態で使用することが出来るのか。
4. 車検関係
 - 4-1 車検伸長について

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要
平成23年5月13日(金) 13:00～16:00	中央高速 甲府昭和IC	運輸支局 独立行政法人 甲府南支部 振興会 軽検協	総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭注意 車検切れ
		3名 2名 5名 2名 1名	136台 8台 0台 8台 0台

【主な不適合箇所】

保安装置 : 後部反射器
電気・灯火類 : 車幅灯・番号等の球切れ等

※ 甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

指定整備事業協議会業務改善部会が開催されました

◇日 時 平成23年5月26日(木) 15:00
◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室
◇出席者 宮坂部会長、田口委員、義見委員、福田委員、花輪委員、稻葉委員、雨宮会長同席
◇会議事項
(1) 指定自動車整備事業諸規程作成について
(2) その他

指定整備事業協議会委員会が開催されました

◇日 時 平成23年5月26日(木) 16:00
◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室
◇出席者 雨宮会長、宮坂副会長、小池副会長、小松委員、田口委員、大木委員、義見委員、渡辺委員、福田委員、花輪委員、上野委員、稻葉委員、奈宮委員(代理 松田稔)
◇会議事項
(1) 全体会議について
①全体会議に向けての会議等日程(案)について
②全体会議資料(案)について
③規約改正について
④その他
(2) 行政処分基準の一部改正について
(3) その他

自動車電気基礎入門(STEP UP 1)講習会のお知らせ

自動車整備、故障探求を行うにあたり、電気を切り離して考えることが出来ません。

「知っていたはず・・・」が、忘れかけている事ありませんか？

この機会にもう一度復習のつもりで参加して頂けますようお待ちしています。

◇ 受付期間

平成23年6月6日（月）～7月15日（金）

◇ 講習日

平成23年7月21日（木）9：00～16：00

◇ 講習場所

（社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師

技術講習所 専任講師

◇ 講習内容

電圧・電流・抵抗・電気回路の読み方など、電気パネルを使用した講習です。

◇ 持ち物

サークットテスタ（デジタル）、筆記用具

◇ 受講料

1,500円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇ 定員

先着10名（定員になり次第締切とさせて頂きます）

◇ 申込方法

申込書は、本誌26ページ・教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

自動車ボディー電装(STEP UP 2)講習会のお知らせ

自動車のボディー関係の電気回路についての講習会です。

システム回路図などを読みながら、作動確認及び故障探求をしてみましょう。

◇ 受付期間

平成23年6月6日（月）～8月12日（金）

◇ 講習日

平成23年8月18日（木）9：00～16：00

◇ 講習場所

（社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師

技術講習所 専任講師

◇ 講習内容

ボディー電装関係の電気回路を理解し、電気パネルや実車を使用した作動確認、故障診断等の講習です。

【注意：回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

◇ 持ち物

サークットテスタ（デジタル）、筆記用具

◇ 受講料

2,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇ 定員

先着10名（定員になり次第締切とさせて頂きます）

◇ 申込方法

申込書は、本誌26ページ・教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

自動車エンジン電装(STEP UP 3)講習会のお知らせ

自動車のエンジン故障は、日々複雑になっています。

また、専用機器を使用しないと故障系統すら分からず状態です。

振興会所有の外部診断機を使って、エンジン電装理論、故障診断をしてみましょう。

「外部診断機等取扱講習」の応用講習です。

- ◇ 受付期間 **平成23年6月6日（月）～9月16日（金）**
- ◇ 講習日 平成23年9月22日（木）9:00～16:00
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 技術講習所 専任講師
- ◇ 講習内容 自動車エンジン電装の理論と、ベンチエンジンや実車を使用した故障診断等の講習です。
【注意 回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 4,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
申込書は、本誌26ページ・教育課窓口にあります。
- ◇ 申込方法 また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

普通救命講習会が開催されました

5月23日（月）午前9時から3時間、笛吹市消防本部のご協力を得て標記講習会が参加者36名により実施され、全員に「普通救命講習」修了証が交付されました。

始めは慣れない手際で行なっていた救急救命の処置が、笛吹市消防本部3名の講師の方々による熱心な個別指導により、講習が終了するまでには参加者された皆様が手際よく処置方法を実践できるようになりました。

今回の講習を受け、「救命のリレー」により救命処置がスムーズに行なわれ、「助かる命」を助けられる一助にしていただけたらと思います。

以前受講された方も2～3年を目安に再受講し、手順の確認や、最新の処置方法を学ぶことが大切です。

次回は11月中旬を予定（会報にてご案内いたします）、多くの皆様のご参加をお願いします。



心肺蘇生AED使用実習

低圧電気取扱特別講習会が開催されました

5月23日（月）午後1時より、山梨トヨタ自動車、ネッツトヨタ山梨、ホンダ四輪販売甲信の各講師により標記講習会が実施され、「低圧電気取扱特別教育」修了証が参加者39名に交付されました。

本講習会は、労働安全衛生法第59条安全衛生特別教育規定の趣旨に基づく特別講習として、ハイブリッド車、電気自動車の整備を対象とした講習です。

毎回多くの申込がありますが、実習等の都合で定員を設けさせて頂いております。次回は11月中旬を予定（会報にてご案内いたします）、多くの皆様のご参加をお願いします。



実習風景

自動車整備技術者認定資格証書授与式

5月24日（火）山梨県自動車整備振興会会議室において、荻原会長、清水教育委員長出席のもと、自動車整備技術者認定資格証書授与式を行いました。

会長より、今後の激励と励ましの言葉があり、コンサルタント1名、スーパーアドバイザー3名に対して一人ひとりに資格証書が手渡されました。

今後、各事業場において更なる研鑽をし、認定資格をユーザーに浸透させて頂き、業界のスペシャリストとなって戴きたいと思います。

認定者の皆様、事業場様おめでとうございました。

自動車整備技術コンサルタント

（国家1級整備士対象）

（敬称略）

氏名	事業所名	支部名
堀内 嘉晃	(有)堀内自動車興業	岳麓

自動車整備技術スーパーアドバイザー

（国家2級整備士対象）

（敬称略）

氏名	事業所名	支部名
内藤 健太	(有)ハツ麓自動車	峡北
大久保俊秀	(有)大久保自動車工業	甲府南
清水 雄一	(有)清水自動車	南ア北



整備インフォメーション

Vol.2

本田技研工業（株）よりエアクリーナーエレメント 交換及び脱着時について注意徹底のお願い

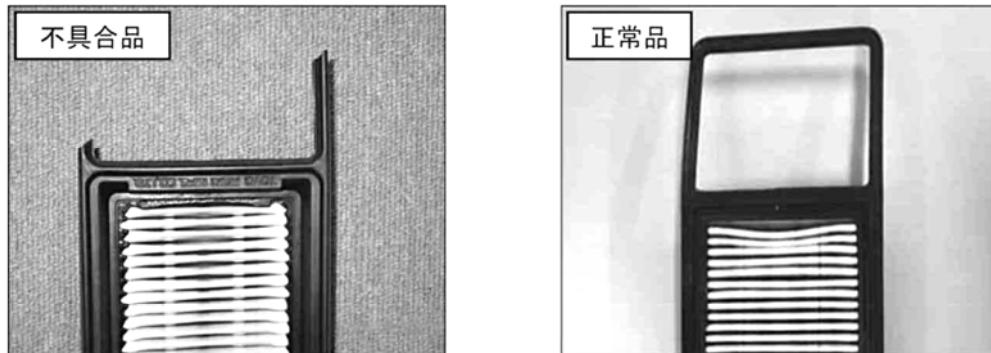
■対象車両

02~04M フィット

■内容

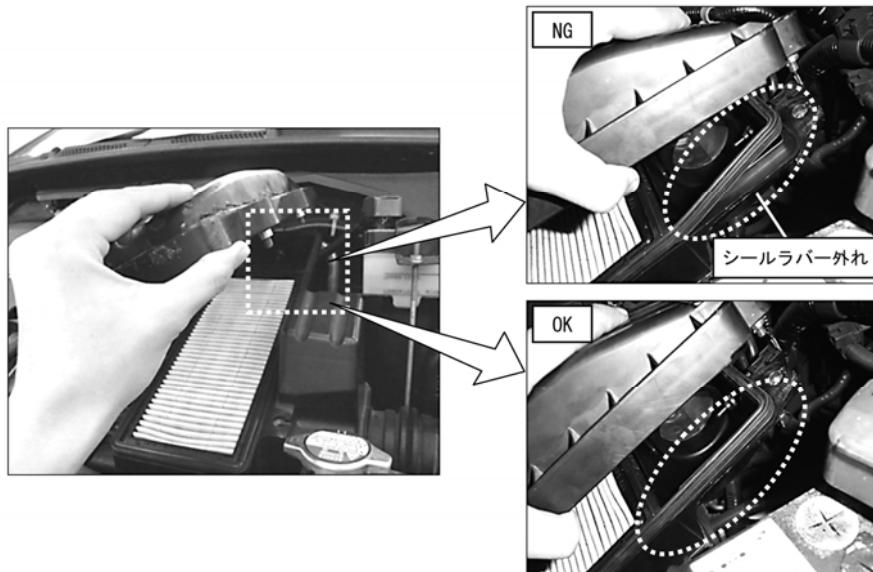
点検整備等で、エアクリーナーエレメントを交換及び脱着時にエアエレメントのシールラバーを噛み込み、シールラバーが切れエアクリーナーケース内に脱落すると言う事象が発生しています。

エアクリーナーケース内に脱落したままにしておきますと、車両不具合に繋がることから、シールラバーを噛み込まないように十分注意して組付けをお願いいたします。

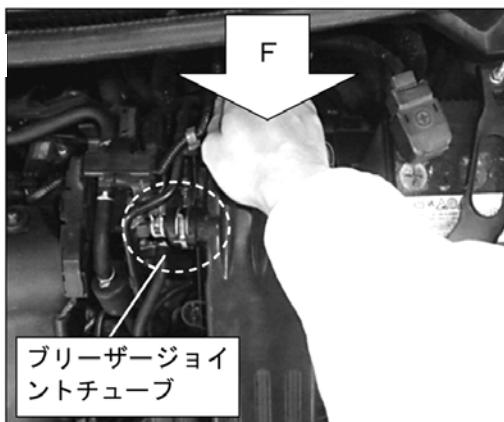


《重要》シールラバーが切れている場合、スロットルボディ又はエアクリーナー内にその切れ端が残っていないか必ず確認すること。また、エレメントは新品に交換すること。

* エアクリーナーエレメントを組付ける際には、下記の作業時の注意点を遵守して頂きますようお願いいたします。



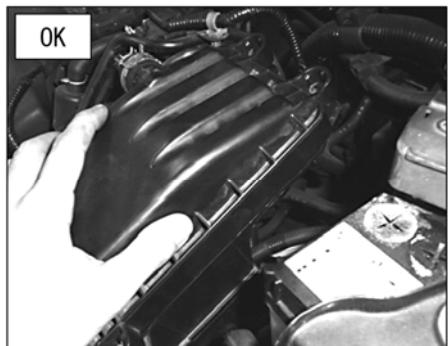
カバーは、シールラバー
がずれないように被せて
ください。



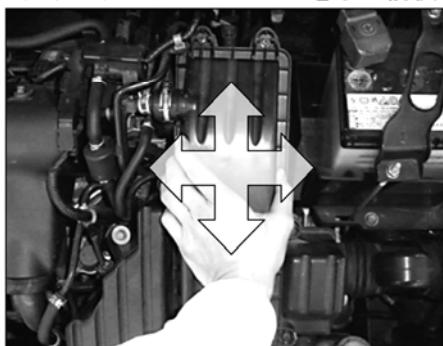
* ブリーザージョイントチューブが短く、その近辺のカバーの自由度が少ない場合は、シールラバーがずれないよう、カバー後方を引っ張りながら水平を保持してケースを被せます。

確認ポイント

①エアクリーナーケース全周を目視確認してください。



②エアクリーナーケースカバーを手で前後左右に揺すり、ガタツキ感のないことを確認してください。



エアクリーナーケースカバーの取付ビスが絞まりにくいと感じる場合は、シールラバーがはみ出している恐れがあるため、カバーを外して組付け直してください。

エアクリーナーケースカバーを組付けた後エンジンを始動し、ケースとカバーに隙間がないことを、吸気音から確認して下さい。

